

6月は「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

です。

■不法投棄はいけません■

署などの関係機関に通報することにより、不法投棄を未然に防止することを目的としています。

なお、不法投棄禁止違反の場合は、5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金に処せられます。

問 廃棄物対策課（内線3375・3376）

粗大ごみは集積所には出せません!!

粗大ごみは戸別に予約をしてからの有料各戸収集となっています。しかし、勘違いして、集積所へ粗大ごみを出す方がいるようです。

集積所へ出した粗大ごみは、地域の皆さんの迷惑となるだけでなく、不法投棄となり、取り締まりの対象となりますのでお間違えのないようご協力ください。

問 廃棄物対策課（内線3375・3376）

私たちの生活に伴って排出される廃棄物が、一部の心無い人たちの手によって、河川や山林に、もしくは、人目を忍んで他人の土地へ勝手に捨てられる場合があります。市では、このような行為を防止するため、職員によるパトロールや不法投棄防止看板を設置するなどのほか、不法投棄監視体制を強化するため、「宮城県タクシー協会・市内郵便局」・「森林組合」と情報提供のための協定を結び、山林や市街地を監視する体制をとっています。

このシステムは投棄物や投棄者を発見した場合には、速やかに石巻保健所および警察

空き地・空き家は適正に管理しましょう!

空き地・空き家の所有者は、雑草が繁茂し、害虫の発生などにより周辺の住民の皆さんに迷惑がからないように適正に管理しましょう。

* 空き地・空き家の雑草を刈り取りましょう。

* 空き地に不法投棄されたごみは、所有者が片付けなければいけませんので、空き地には、囲いをするなどごみが投棄されないようにしましょう。

問 環境対策課（内線3369）

近隣騒音の防止にご協力ください!

隣で苦しんでいる人がいることを忘れないで
例えば：
・エアコン、家庭用ボイラーの音、駐車場の車からの音、カラオケの音、ピアノなどの楽器やステレオの音

このような音は知らず知らずのうちに、ご近所の人を苦しめているかもしれません。マナーを守り深夜は音を低くするなど、ご近所の人への思いやりで静かな街をつくりましょう。

問 環境対策課（内線3364・3365）

防疫用(消毒)機器購入費用を助成します。

町内会、行政区において地域の防疫(消毒)活動に係る防疫(消毒)機器を購入する場合に、購入に要した経費の一部を助成します。

申請者 町内会長または行政委員

補助金額 防疫用(消毒)機器購入に要した経費の3分の1(上限30,000円)

申・問 環境対策課（内線3366）・各総合支所市民生活課



5月31日(月)～6月6日(日)は「禁煙週間」です!

市では、平成20年4月1日から、全市公共施設内禁煙および市立学校の敷地内禁煙を実施しています。

多数の方が利用する施設での受動喫煙防止にご協力をお願いします。

問 健康推進課（内線2421）



電源地域の振興を図ることを目的に、企業に対する優遇制度があります。

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

平成21年10月1日以降、市内に工場、事業所などを新設または増設し、電力会社との新規契約・変更契約などを行った場合、支払った電気料金が対象となります。

主な要件

- ・新設に伴い、電気の供給が開始していること
- ・増設に伴い、契約電力が増加していること
- ・新設または増設に伴い、雇用户（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加することなど

募集時期 10月ごろ

※平成22年4月1日から9月30日までの電気料金の支払い分が対象となります。

【申・問】 企業立地推進課（内線3543）

（財）電源地域振興センター
☎03-63372-7307

農業者年金の現況届は忘れずに

農業者年金を受給するためには、毎年現況届が必要となります。

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給している方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。なお、現況届の用紙は、5月末ごろ農業者年金基金から受給者本人に送られています。

提出先

農林課・各総合支所産業建設課（河南地区は農業委員会）

提出期間

6月1日（火）～30日（水）

※現況届の提出がないときは、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますので、ご注意ください。

【問】 農業委員会事務局 ☎72

12004（河南農村環境改善センター内）

飲んだら
乗るな！

「ちよつとしか飲んでないから」や「捕まらなければ」と安易にハンドルを握ると、一生後悔することとなります。「お酒を飲んだら乗らない」、「乗るなら飲まない」という強い意志を持ち、地域から飲酒運転を追放しましょう。



【問】 9 防災対策課（内線415）
各総合支所総務企画課

国民年金付加保険料を納付しませんか



老齢基礎年金に上乘せ

老齢基礎年金額は792,100円（平成22年度満額）ですが、毎月の保険料15,100円に付加保険料400円を上乘せして納めることで、年金額を増やすことができます。

付加年金に加入できる方

国民年金の第1号被保険者（学生や自営業者）で、保険料納付免除・猶予を受けていない方です。

厚生年金・共済年金に加入している方や、その被扶養配偶者は除きます。また、国民年金基金に加入中の方は付加年金に加入できません。

付加年金の額

納める額は月々400円で、受給する額は「200円×付加保険料納付月数」で計算します。

つまり10年間付加保険料を納付した場合は、200円×120月＝24,000円が老齢基礎年金に加算することになります。

納めた付加保険料は全額社会保険料控除の対象になります。

加入手続き

市保険年金課（市役所2階④番窓口）および各総合支所・各支所または石巻年金事務所に、年金手帳と印かんを持参の上、お申し込みください。

【申・問】 石巻年金事務所 ☎22-5117・市保険年金課（内線2348・2353）